北棟ビル建設予定地（北側）における仮覆工の工事計画について

2026.6.3【資料1-1】

工事計画の深度化の結果、北棟ビル建設予定地（北側）において、掘削に伴う仮覆工の設置が必要となることから、以下の工事に着手したい。

1. 着手工事内容※

① 仮覆工　　約1,200㎡

（覆工受桁敷設に伴いTP+4.9m～TP+3.4mを掘削）

② 仮覆工基礎（H鋼杭）　51本

（400H　L=16.5m　根固め工φ650mm

基礎下端：TP-12.2m）

※ 数量等は現時点での計画であり、今後変更となる場合があります。

断面図（A-A）

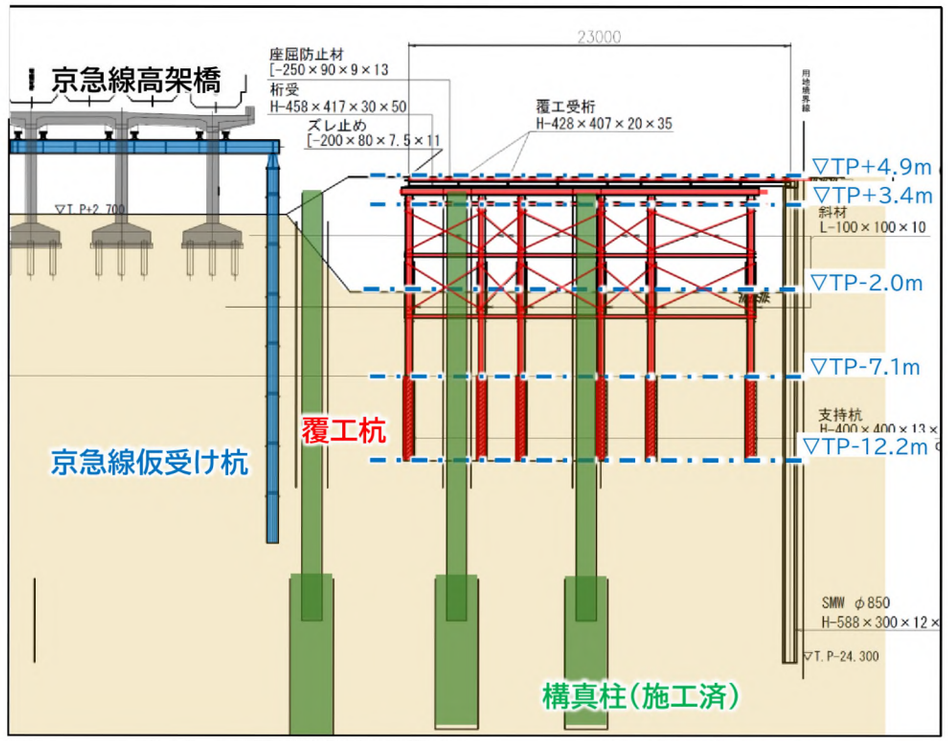

位置平面図

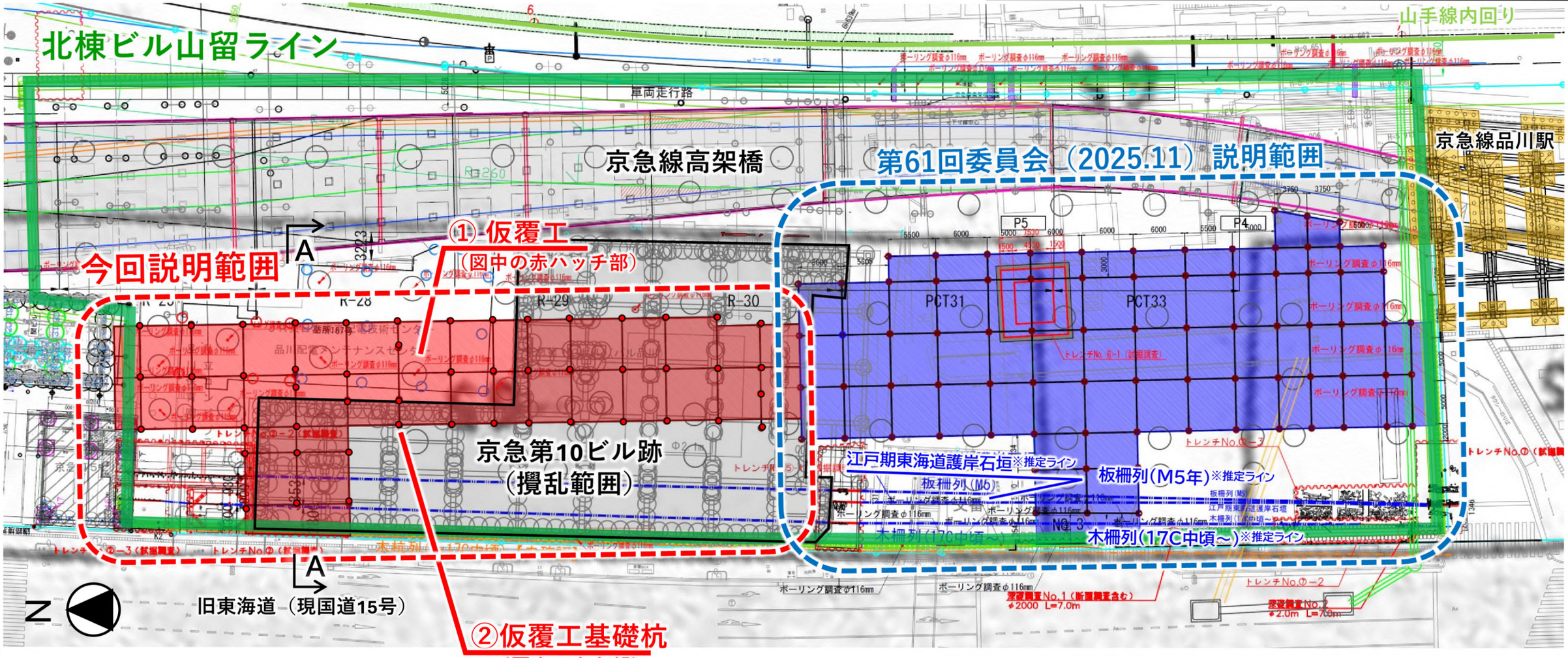

2. 工事予定箇所の従前土地利用状況について

- 京急第10ビル跡は攪乱範囲である。(第34回検討委員会(2023.8開催)にて確認)
- 上記範囲外は、従前の用途としてJR東日本の現業ビルの跡地のほか、国道側から京急高架下側へ通じる私道が存在していた。
- これまで、工事予定箇所周辺においてボーリング調査・発掘調査を実施している。(下図 ● ▭ プロット部)

拡大図(今回工事範囲)

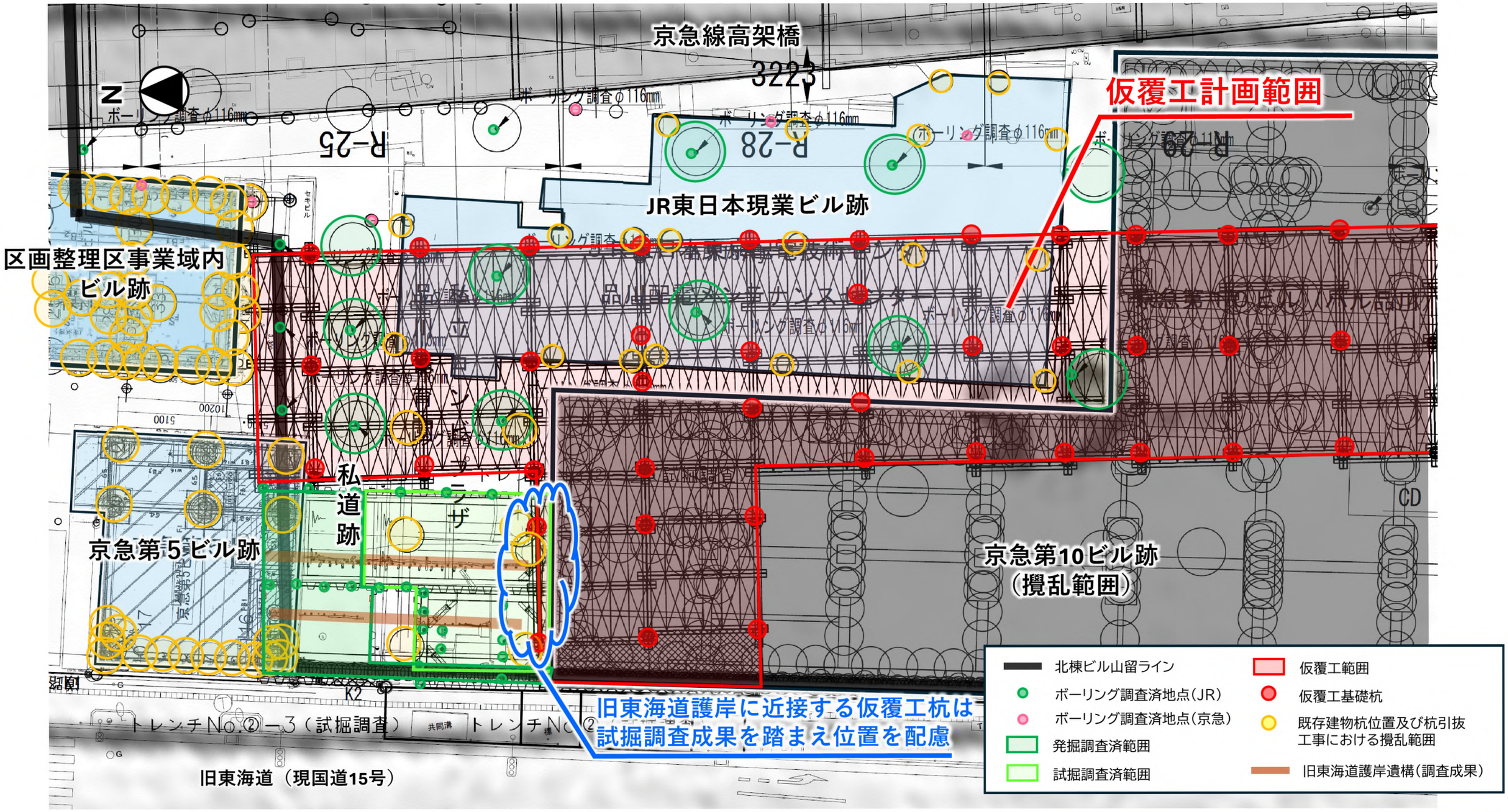

仮覆工（北側）工事範囲における過去の調査成果について

【資料2】

第44回高輪築堤調査・保存等検討委員回（2024年6月5日開催）資料（1-2、1-3）に加筆（茶線 --- は覆工桁敷設に伴う掘削範囲＝TP+3.4m）

【資料１－２】

北棟建築工事にかかるボーリング調査

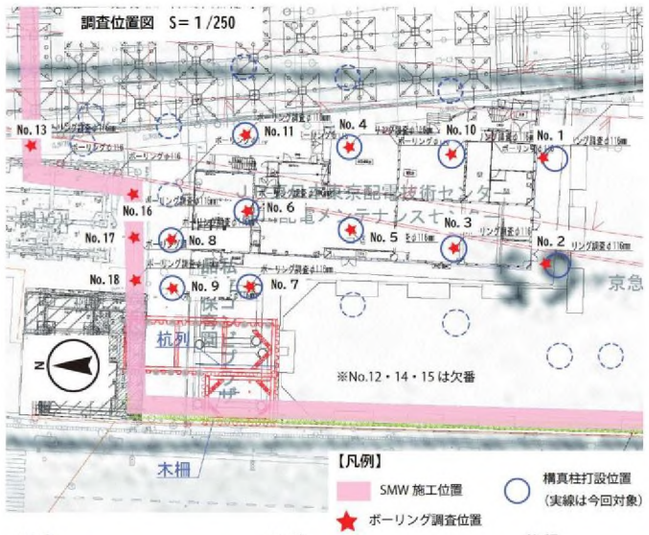

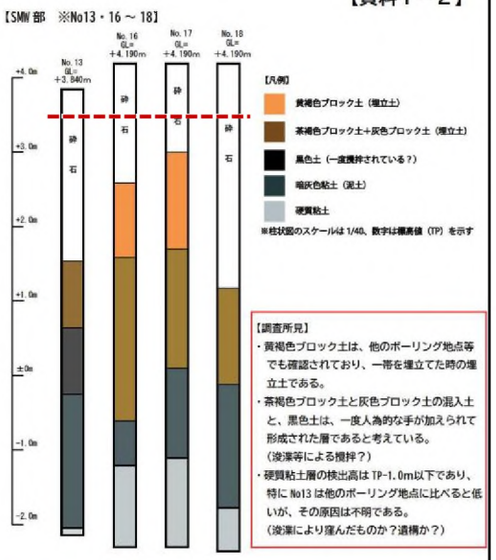

【調査所見】
- 黄褐色ブロック土は、他のボーリング地点等でも確認されており、一帯を埋立てた時の埋立土である。
- 茶褐色ブロック土と灰色ブロック土の混入土と、黒色土は、一度人為的な手が加えられて形成された層であると考えている。（浚渫等による攪拌？）
- 硬質粘土層の検出高は TP-1.0m以下であり、特に No13 は他のボーリング地点に比べると低いが、その原因は不明である。（浚渫により窪んだものか？遺構か？）

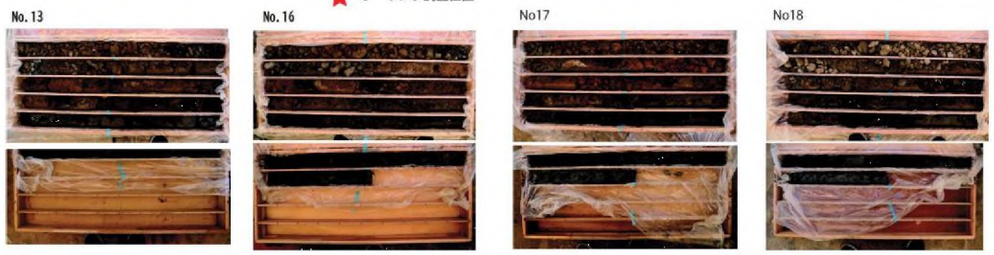

【資料 1-3】

北棟構真柱範囲の調査方法について

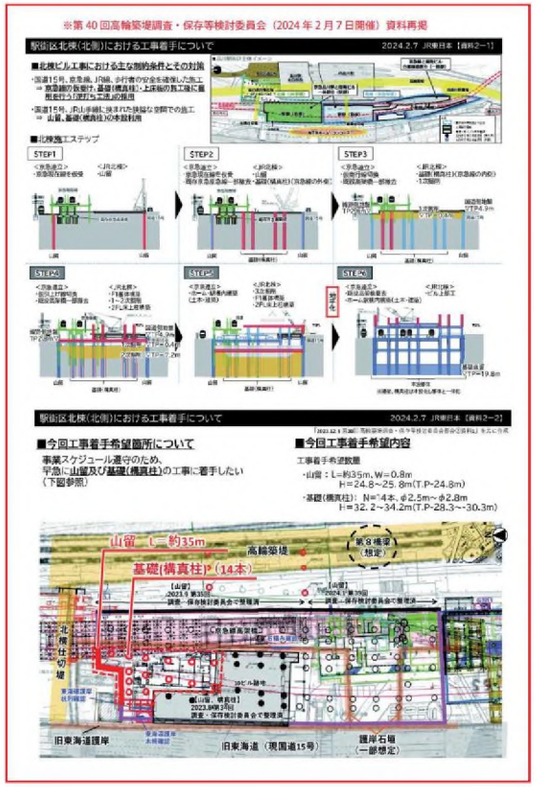

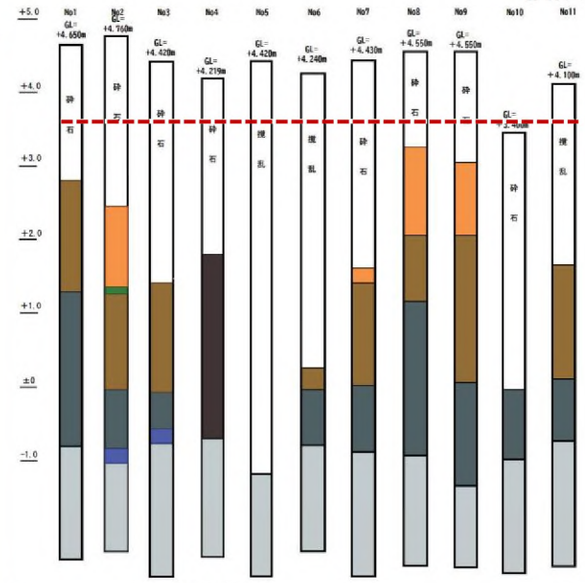

【凡例】
※柱状図のスケールは 1/40、数字は標高（TP）を示す
黄褐色ロームブロック（埋立土）
茶色＋灰色ブロック土
オリーブ粘土色ブロック
黒褐色シルト（目片混じる）
暗褐色土
暗灰色粘質土（泥土）
硬質粘土

【調査の経緯と目的】
- 第 40 回高輪築堤調査・保存等検討委員会において、事業者から「山留めと構真柱範囲を先行して調査を行いたい」という発言あり。
  →文化財調査としては「構真柱打設前に面的調査をすること」が望ましいと考える。
- 構真柱部分のみの調査が可能かを検討。
  ＊ライナープレートを用いた調査を行う場合、TP-2.0m程度まで人力掘削可。
  ＊止水等を目的とした薬液注入は、土質が変わるため原則不可。
  →TP-2.0m で調査が完了する（硬質粘土層が確認できる）ことが条件となる。

【調査の成果】
- すべての地点の TP－1.0m付近で硬質粘土層（基盤層）が確認されている。
- 構造物の一部と見られるもの（木片・石片）は確認されていないが、遺物を採取している（6点）

【今後の進め方】
- 構真柱部分については、ライナープレートを利用した調査を行う。
- 溝、建物基礎等（遺構）に注意して掘削を行い、これらが確認された場合は、調査の進め方を再検討する。
- 将来的な面的調査に向けた調査の基礎的資料を得られるようにする。

■ JR東日本現業ビル跡（構真柱打設部）での深礎掘削による記録保存調査成果について

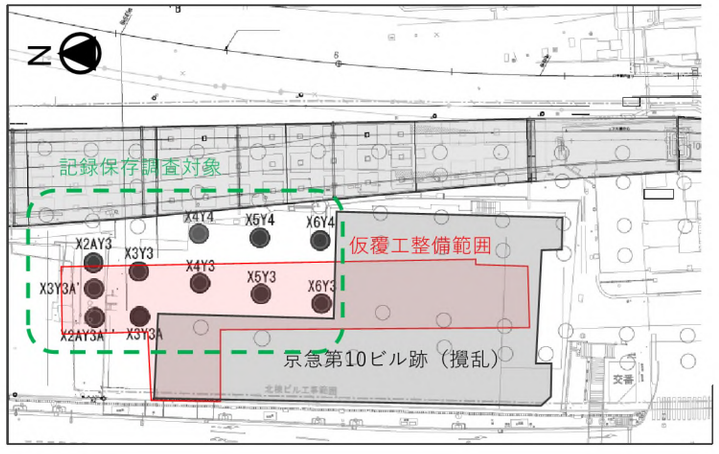

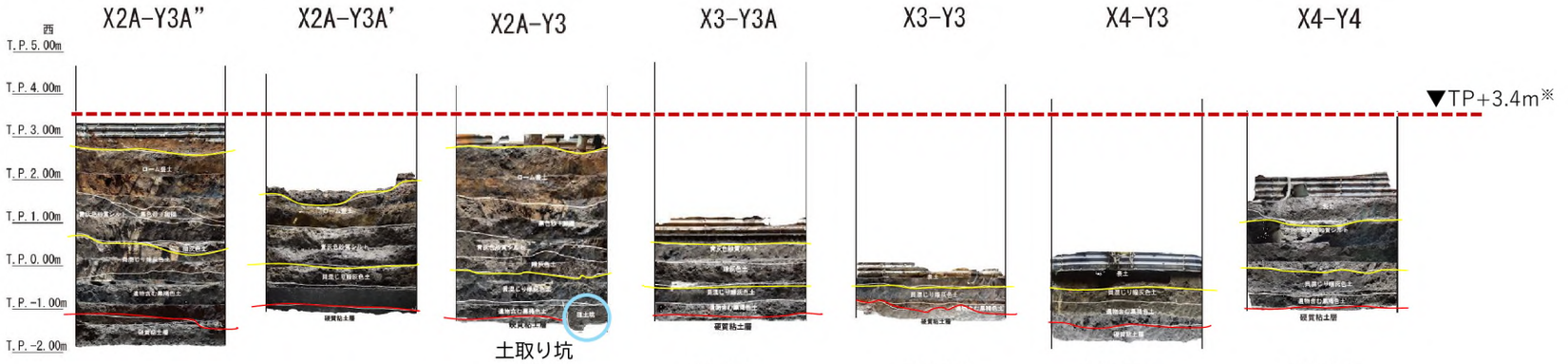

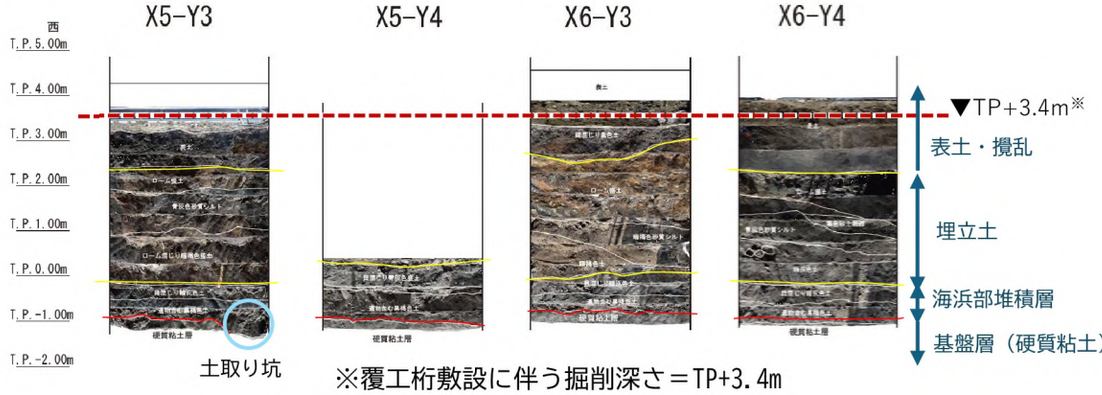

- ボーリング調査および記録保存調査の成果より、GL-1m～-2mまでは攪乱を受けているところが多いことが分かっている。
- 記録保存調査箇所では、磁器・陶器や人骨などの遺物が出土している。
- X2A-Y3、X5-Y3の2地点では、硬質粘土層を検出面とする遺構（土取り坑か？）を確認したが、石製・木製等の構造物の一部とみられるものは確認されなかった。

北棟及び京急連立（2工区）における民地護岸（明治期）について（報告）

【資料3】

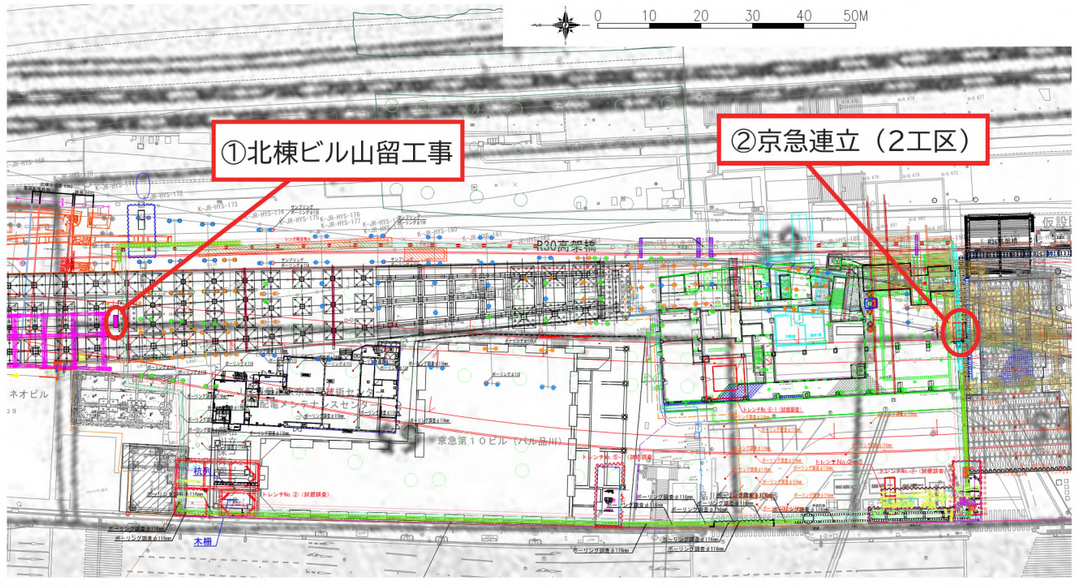

①北棟ビル山留工事

・SMW 施工中、排土の中に間知石のような石材を確認。JR から港区へ報告。（2026.1.16）

・現地にて石材を実見。間知石が含まれていることを確認（写真①）。明治護岸の一部である可能性を示唆。
原位置を留めていない可能性もあることから、削孔継続し、再び石材が確認された場合は報告するよう指示（2026.1.21）

・削孔を継続した結果、石材と木材（杭？）を確認（写真②･③）。間知石が原位置を保っているのか確認できるか、仮に原位置を保っていた場合、記録作業か可能か、港区から JR へ打診
→京急線への影響が大きい（写真④）ことから、記録作業が難しい旨、JR と京急から説明を受ける（2026.1.28）
←線路への影響が大きいこと、作業の安全確保の観点から、石材の検出位置の確認は行わないこととした。
←施工中に揚がった石材のうち、間知石と見られるものに対し、計測や写真撮影等の記録作業を指示。

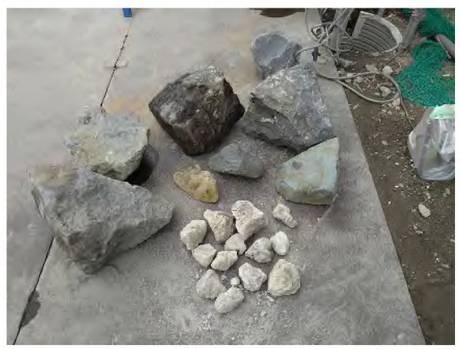

①2026.1.21 撮影

②2026.1.28撮影

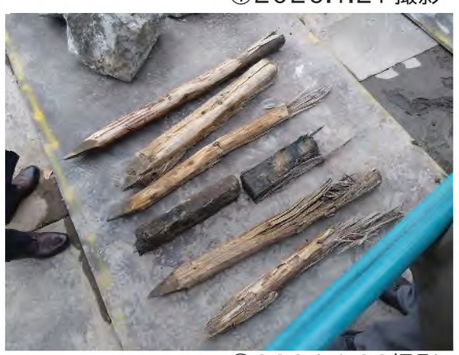

③2026.1.28撮影

④2026.1.21 撮影

②京急連立（2工区）

・既設高架橋の基礎杭撤去工事の際に、民地護岸（明治期）に近い部分で、基礎杭撤去のためのケーシングが何らかの支障物に当たったことから、支障物等の調査を行う旨、京急から相談を受ける。（2026年1月21日）

・支障物等の調査を実施。（2026 年3月6日～4月20日）
→TP0m付近で、PC 杭と石材を確認。（写真①）
→TP－0.1m付近で、石積み2段と胴木・杭を確認。（写真②）
→石積み撤去、胴木2列を確認。（写真③、断面図）

・民地護岸（明治期）の下部構造は、胴木2列と枕木・杭で構成され、その上部に石垣が築かれたもの考えられるが、今回の調査地点では、PC 杭による攪乱が著しく、原位置を留めているものはほとんどなかった。

①2026.3.17 撮影

②2026.4.3撮影

③2026.4.10撮影

断面図（S＝1/50）

・民地護岸（明治期）の位置は局所的に確認されていたが、いずれも京急線の既設構造物に近接する場所であり、石垣の基礎構造まで確認することが出来なかったが、②の調査で初めて基礎構造を確認することが出来た。

・石の積み方は布積みと見られる。

・京急線の既設構造物下の民地護岸（明治期）は、おおむね調査②のような残存状況と考えられる。